特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県知事は、療育手帳交付事務に係る特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務				
②事務の概要	児童福祉法第十一条第一項第二号ハ及び知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの事務として「香川県療育手帳制度要綱」に基づき、療育手帳の交付に関する事務を実施する。 特定個人情報ファイルを使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 1. 新規交付申請に関する事務 2. 再判定申請に関する事務 3. 住所変更等各種届出に関する事務 4. 再交付申請に関する事務 5. 返還に関する事務				
③システムの名称	療育手帳交付等管理システム、中間サーバー、統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル:	· 名				
療育手帳交付情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の8及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条及び第24条の5				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表14,20,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,113,124,125,141,144,155,161,163の項				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康福祉部障害福祉課				
②所属長の役職名	障害福祉課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

香川県健康福祉部障害福祉課 総務・県立施設グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3291

請求先

香川県障害福祉相談所 〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地 TEL:087-867-2696

香川県総務部広聴広報課県民室

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061

各県民センター

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

香川県健康福祉部障害福祉課 総務・県立施設グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3291

連絡先

香川県障害福祉相談所

〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地

TEL:087-867-2696

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満				
		令和6年9月1日 時点				
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] それぞれ重点項	頁目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	ま 及び∶	全項目評価書
210 00 "00						
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワー	ークシステムを	通じた入手を除く。	.)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分で]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ごある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供	ネットワークシス	くテムを通じた提供を	·除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ţ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続	しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	1]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナン上で記載されたマイナンバーの ・申請者からマイナンバーが得報による照会を原則としている ・複数人での確認を行った上で	ンバーを取得するのでは の真正性確認を行ってし 身られない場合にのみ行 る。 で、マイナンバーの紐付	務における横断的なガイドライン」の次の留意事項はなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのいる。 う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情けを行い、その記録を残している。 まれているマイナンバーに誤りがないか、確認して			
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって4)委託先における不正な5)不正な提供・移転が行6)情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスクなけます。 は使用等のリスクへの対策 がわれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	証による認証によって限定して 権限の適切な管理を行ってい がないことを確認している。これ	ており、アクセス可能な耶 る。また、アクセスログを れらの対策を講じている	アクセスが可能な職員は、パスワードおよび静脈認 戦員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス を記録し、定期的に分析することで不正なアクセス ことから、権限のないもの(元職員、アクセス権限 策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変 史 固	変更箇所							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和6年9月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 「法令上の根拠」	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第九条第1項 別表第一の7及び33の 3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第5号) 第七条及び 第二十四条の五	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第九条第1項 別表の8及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第七 条及び第二十四条の五	事後	法改正による			
令和6年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テルによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 〇番号法第19条第8号 別表第二 10の項 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7 号) 第9条第1号、第9条第4号		事後	法改正による			
令和6年9月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	_	_	事後	様式変更による			
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年9月1日時点 事後					
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年9月1日時点	事後				
令和6年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による			
令和6年9月1日	IV リスク対策 9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	【○】自己点検 【】内部監査 【】外部監査	事後				
令和6年9月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓 発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後				
令和6年9月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による			
令和7年10月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 「法令上の根拠」	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第九条第1項 別表の8及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第七 条及び第二十四条の五	・番号法第9条第1項 別表の8及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第7条及び第24条の5	事後	定期の見直しによる			
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 14,20,37,42,48	【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 14,20,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,11 3,124,125,141,144,155,161,163の項	事後	定期の見直しによる			
令和7年10月3日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	へのアクセスが可能な職員は、バスワードおよび静脈認証による認証によって限定しており、 アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限	ることで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析	事後	定期の見直しによる			